

介護老人保健施設山県グリーンポート 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護 運営規程

(運営規程設置の趣旨)

第1条 医療法人社団友愛会が開設する介護老人保健施設山県グリーンポート（以下「当施設」という。）において実施する短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（以下「当事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 当事業は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設は、短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設は、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設は、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者等の個人情報については、別に定める個人情報の利用目的以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称及び所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設山県グリーンポート
- (2) 開設年月日 平成16年8月3日
- (3) 所在地 岐阜県山県市大門大岡773番地
- (4) 電話番号 0581-36-2800 ファックス番号 0581-36-2122
- (5) 介護保険指定番号 短期入所療養介護(2150880017号)

(従業者の職種及び員数)

第5条 当施設の従業者の職種及び員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | | |
|-----|-------------------|--------------------|
| (1) | 管理者・医師 | 1人 |
| (2) | 薬剤師 | 1人 |
| (3) | 看護職員 | 10人以上 |
| (4) | 介護職員 | 34人以上 |
| (5) | 支援相談員 | 3人以上 |
| (6) | 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 5人以上(うち、訪問リハビリと兼務) |
| (7) | 介護支援専門員 | 1人以上 |
| (8) | 管理栄養士 | 1人以上 |
| (9) | 事務員 | 1人以上 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従事者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき、利用者の調剤に関する業務を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の短期入所療養計画及び介護予防短期入所療養計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (9) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (10) 事務員は、施設管理及び所掌事務全般を行う。

(利用定員)

第7条 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実利用（入所）者数を差し引いた数とする。

(事業の内容)

第8条 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理をする。

- 2 個別のリハビリテーション計画の策定等の一連のリハビリテーションプロセスを実施するとともに、多職種協働による短期・集中的なリハビリテーションを実施する。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費（滞在費）・食費、利用者又は家族等の自由な選択に基づく日用品費・教養娯楽費、理美容代、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、行事費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、別に定める料金表に掲載の料金により支払いを受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

山口市、岐阜市長良川以北、関市武芸川町、本巣市文殊区域

(身体拘束等)

第11条 当施設は「身体拘束廃止委員会」を設置し、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。

但し、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、次の手続きによるものである。

※緊急やむを得ない場合とは

- ①本人又は他の方の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い（緊急性）
 - ②身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える看護・介護方法がない（非代替性）
 - ③身体拘束その他の行動制限が一時的である（一時性）
- (1) 上記三要件のすべてを満たし身体拘束が必要であると判断せざるを得ない事例が発生した場合には、担当職員は速やかに上司に報告し、施設医師・看護介護部長と協議する。
 - (2) 身体拘束の必要性があると判断された場合は、利用者や家族に対して医師等が身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を出来る限り詳細に説明し同意を得る。
 - (3) 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。
 - (4) 身体拘束に関する記録（その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等）をする。
 - (5) 身体拘束解除後、その経過及び現状を家族に報告する。

(褥瘡対策等)

第12条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策感染防止委員会を設置し、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第13条 利用者の守るべき事項は次のとおりとする。

- (1) 医師、看護師及び介護職員等の療養上の指示に従うこと。
- (2) 面会時間は原則として9時から19時までとする。
- (3) 消灯は21時とする。
- (4) 施設入所中に外出、外泊を希望する場合は事前にサービスステーションまで申し出、所定の用紙で届け出ること。
- (5) 喫煙は、原則として禁止とする。
- (6) 飲酒は、一切禁止とする。
- (7) 火気の取扱いは、一切禁止とする。

- (8) 設備・備品の利用は、皆様に快適にお使い頂けるよう大切に扱うこと。
- (9) 所持品・備品等の持込は必要な物を最小限とし、持込の物品には名前を記入すること。
- (10) 金銭・貴重品の管理は、原則として行っておりませんので各自にて管理すること。
- (11) 外泊時等の施設外での受診は、当施設医師の許可が必要です。必ず事前にご相談下さい。
- (12) 宗教活動は、一切禁止とする。
- (13) ペットの持込は、一切禁止とする。
- (14) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- (15) 他利用者への迷惑行為は禁止する。
- (16) 利用料等は、利用の都度又は指定する期限までに納めること。

(非常災害対策)

第14条 施設の非常災害時における対策は、別に定める消防計画、緊急連絡等に定めるところによる。

(利用の申し込み)

第15条 当施設を利用しようとする者は、申込書を施設長に提出しなければならない。

(利用の可否)

第16条 施設長は、前条の規定による申し込みを受けたときは、受給資格等の確認をし、利用の可否を通知しなければならない。

(利用の取り消し等)

第17条 施設長は、前条の規定による許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、施設利用を取り消し、又は利用を制限若しくは停止することができる。

- (1) 正当な理由なしに施設療養に関する指示に従わないとき。
- (2) 施設管理上支障があると認めるとき。
- (3) その他施設長が適当でないと認めるとき。

(損害賠償)

第18条 故意又は過失により、施設、設備、器具等を破損又は滅失した者は、その賠償をしなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第19条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故防止検討委員会を設置し、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(職員の服務規律)

第20条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当っては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第21条 職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第22条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団友愛会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第23条 職員は、医療法人社団友愛会が行う年2回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

- 第24条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、褥瘡対策感染防止委員会を設置し、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - 3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
 - 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第25条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

(虐待防止に関する事項)

- 第26条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について全従業員に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施（年2回）
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情の処理)

第26条 施設内に苦情・相談窓口を設置し、プライバシーの保持、迅速な対応と早急な解決をする。

- 2 苦情・相談への対応の概要を次のように定める。

- 苦情・受付相談窓口

- ①各階に常時設置の「ご意見箱」に文書で投函

②山県グリーンポート事務室内の支援相談員・介護支援専門員に直接申し出る

電 話 0581-36-2800

FAX 0581-36-2122

開設時間 月曜日～土曜日 8時30分～17時00分

○外部相談窓口

山県市健康介護課 電 話 0581-22-6838

岐阜市介護保険課支援係 電 話 058-214-2093(直通)

関市高齢福祉課 電 話 0575-23-8993

もとす広域連合介護保険課 電 話 058-320-2220

岐阜県国民健康保険団体連合会 電 話 058-275-9826

○処理手順

- ①検討会の開催＝事実確認を行い、施設長、事務長、看護介護部長、苦情受付対応者（必要に応じては、対象職員）と協議する。
- ②苦情の返答＝検討した結果を施設長名で速やかに返答する。
- ③改善の実施＝改善を速やかに実施し、改善状況を確認する。（損害を賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。）
- ④解決困難な場合＝保険者に連絡し、助言・指導を得て改善を行う。また、解決できない場合には、保険者と協議し、国保連合会への報告及び指導を仰ぐ。
- ⑤再発防止＝同様の苦情、事故が起こらないように苦情対応報告書に記録し、職員に周知するとともに「苦情対応手順」に則り再発防止に努め、サービスの向上に努める。

（その他運営に関する重要事項）

- 第27条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
 - 3 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団友愛会の理事会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成17年10月1日より施行する。
この運営規程は、平成18年4月1日より施行する。
この運営規程は、平成18年6月1日より施行する。
この運営規程は、平成19年1月1日より施行する。
この運営規程は、平成22年9月1日より施行する。
この運営規程は、平成24年8月1日より施行する。
この運営規程は、平成25年9月1日より施行する。
この運営規程は、平成27年1月1日より施行する。
この運営規程は、平成27年4月1日より施行する。

この運営規程は、平成28年8月1日より施行する。
この運営規程は、平成29年10月1日より施行する。
この運営規程は、平成29年4月1日より施行する。
この運営規程は、平成30年6月1日より施行する。
この運営規程は、平成30年10月1日より施行する。
この運営規程は、令和元年5月1日より施行する。
この運営規程は、令和2年7月1日より施行する。
この運営規程は、令和5年12月1日より施行する。
この運営規程は、令和7年4月1日より施行する。